

たいとう区議会だより



おもな内容

- 一般質問…………… 2、3面
- 議案等の概要と審議結果…………… 4面
- 委員会活動…………… 5面
- 区議会からのお知らせ…………… 6面

No.208 平成30年1月20日発行

第4回定例会 / 11月24日～12月19日

編集 議会広報委員会 発行 東京都台東区議会

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎ 03(5246)1472・1473 <http://www.city.taito.lg.jp/index/kugikai/>

土曜議会を開催します

【日時】2月17日(土) 午後2時～4時頃

区議会では、区民生活のさまざまな課題についてきめ細かく審議し、どのように対処していくかを決定しています。

多くの皆さまに区議会について関心をもっていただくために、土曜日に本会議を開催し、代表質問(※)を行います。

この機会に、ぜひ傍聴にお越しください。

傍聴される方は、当日、区役所7階議会事務局までお越しください。
(事前の予約は不要です。途中で退席もできます。)

※代表質問とは、各会派の代表者が議案や区長の政治姿勢に対し質問を行うことです。



『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例』、『固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書』など議案16件を可決

今定例会で決定した意見書

『固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書』

中小企業者等の経営基盤の支援強化を図るため、固定資産税・都市計画税の軽減措置等を平成30年度以降も継続することを求める意見書を東京都へ提出しました。

『地方消費税の清算基準の見直しに関する意見書』

地方消費税の清算基準について、制度本来の趣旨を逸脱した、地方間の税収格差を論点とする不合理な見直しを行わないことを求める意見書を国へ提出しました。

政務活動費の公表

台東区議会では、議会改革の取り組みの一環として、政務活動費の会派別収支状況を公表しています

政務活動費とは

地方自治法や「区議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、区議会議員による区政の調査研究に必要な経費の一部として、議会の会派に対し交付するものです。

政務活動費の使途

交付された政務活動費は、使途基準に従い必要な経費に限定して支出することができます。次のような経費に支出することは認められません。

- ・選挙活動、政党活動、私的な活動に係る経費
- ・慶弔、見舞い、餞別等の交際経費
- ・議員だけが出席する会議に要する経費や専ら飲食のみに要する経費

●平成29年度上期(4月～9月)の会派別収支状況

単位：円

経費項目	会派名					
	自由民主党 9名	たいとう フロンティア 8名	公明党 5名	つなぐ プロジェクト 4名	日本共産党 4名	無所属の会 ※ 4月～6月 1名
交付額(A)	6,750,000	6,000,000	3,750,000	3,000,000	3,000,000	375,000
研究研修費	245,577	169,850	61,236	0	33,875	0
調査旅費	66,214	39,720	527,370	0	116,500	0
資料作成費	110,160	0	0	0	8,080	0
資料購入費	269,550	166,271	206,084	153,771	413,908	9,436
広報費	2,980	1,211,861	191,992	1,183,015	200,810	287,592
広聴費	647,000	149,000	319,000	46,000	2,800	0
交通費	1,076,680	588,068	419,954	301,260	186,774	58,370
通信費	886,463	779,004	541,291	327,334	268,122	21,022
人件費	0	432,000	0	0	0	0
事務費	227,401	502,675	700,796	210,830	463,204	122,771
事務所費	300,000	600,000	0	0	1,200,000	0
支出額計(B)	3,832,025	4,638,449	2,967,723	2,222,210	2,894,073	499,191
差引額(A-B)	2,917,975	1,361,551	782,277	777,790	105,927	△124,191

1. 各会派への交付額は、1人あたり月額125,000円に会派人数を乗じた月数分で算出されます。

※無所属の会は、議員辞職のため6月分まで交付

2. 各会派の年間支出額が、年間交付額を下回った場合は、区に返還されます。

領収書等関係書類の閲覧

各会派が支出した政務活動費の領収書、報告書等の関係書類については、情報公開請求の手続きにより、閲覧をすることができます。